

日本商品先物取引協会 会報

THE COMMODITY FUTURES ASSOCIATION OF JAPAN

2017.6 VOL.18



日本商品先物取引協会

THE COMMODITY FUTURES ASSOCIATION OF JAPAN

目次 (2017.6 VOL.18)

I 平成29年度事業計画及び収支予算について……………	1
II 平成29年度内部管理責任者制度の運用について	
1 内部管理責任者制度の取組状況に関するモニタリング（日商協監査）…	5
2 内部管理責任者制度に係る研修の実施内容等……………	5
III プラチナスポットと石油スワップ取引の新規上場について～東京商品取引所の取組み 株式会社東京商品取引所……………	7
IV 個人情報保護法の改正施行について……………	10
V 平成28年度（平成29年3月期）	
国内商品市場取引を行う会員28社の業務状況……………	12
VI 統計資料等	
1 国内商品市場取引を行う商品先物取引業者の状況……………	15
2 店頭商品CFD取引の状況……………	16
3 登録外務員数の推移……………	18
4 商品先物取引業者の登録外務員数規模別一覧……………	19
5 商品先物取引仲介業者の登録外務員数規模別一覧……………	19
6 国内商品市場取引に関する統計・資料等について……………	20

I. 平成29年度事業計画及び収支予算について

平成 29 年度事業は、3 月 15 日開催の第 30 回臨時総会において事業計画及び収支予算が承認され、4 月 1 日からスタートいたしました。

本会事業への理解を深めていただくため、平成 29 年度事業推進の基本方針とともに、平成 29 年度事業計画及び収支予算を掲載いたします。

【平成 29 年度事業推進の基本方針】

平成 24 年 9 月に策定した「コンプライアンス体制確立プログラム」では、内部管理体制に関する自己点検を行うという会員の取り組みを基礎とし、その報告に基づいて本会が監査によって内部管理体制の整備の度合を確認して指導する手法により、内部管理体制の整備を進めてきました。こうした会員の自助努力の結果、苦情や紛争仲介の件数は低い水準で推移するなど、一定の成果を得ました。そして、平成 28 年 7 月、会員の内部管理体制を標準化した上で、自社のビジネスモデルに応じて社内管理体制を整備・運用することにより、商品先物取引を取り巻く諸事情の変化に対応した内部管理体制の向上を目指すこととし、内部管理責任者制度を創設しました。

また、平成 23 年 1 月の商品先物取引法の完全施行から 6 年が経過し、昨年末から順次許可更新がなされており、今後 6 年間の業界の態勢が固まりつつあります。

平成 29 年度は、引き続き業界が厳しい状況にあると予想される中で、顧客等の保護の観点から内部管理責任者制度の定着を図る等の施策により、会員のコンプライアンス水準の更なる向上を目指す重要な時期を迎えていることから、次の課題に重点的に取り組むこととします。

1. 会員のコンプライアンス水準の更なる向上取組を支援するための自主規制機能の強化について

内部管理責任者制度の取組状況のモニタリング（監査）の導入により、取引の種類及びビジネスの実態を踏まえたコンプライアンス水準の更なる向上を図るとともに、内部管理責任者制度の運用を通じた会員の自主的努力の支援、相談センター利用者の信頼度、利便性の向上、投資家との接点となる登録外務員の資質向上等に取り組めます。

2. 会員が行う商品先物取引業務の側面支援について

主務官庁の法令解釈や監督の方針に関する情報、苦情、紛争の未然防止に役立つ会員向けの情報のほか、取引の仕組み等のリテラシーの向上に役立つ投資家向けの情報の提供等に取り組めます。

3. 効率的な協会運営、財政の安定について

関係団体との連携や効率的な事業の実施により経費の削減に努めるとともに、協会活動の広報等に取り組めます。

平成 29 年度 事業計画

1. 自主規制に係る事業

(1) 会員の適正な商品先物取引業務の確保

- ① 内部管理責任者制度の取組状況に関するモニタリング（監査）の導入

- ② 勧誘段階のみならず、委託者保護の観点から取引段階におけるコンプライアンス水準の向上支援
- ③ 内部管理責任者等資格研修、内部管理総括責任者等研修の充実
- ④ 不招請勧誘禁止の例外に対応した適正な商品先物取引業務の確保
- ⑤ 苦情及び紛争の発生状況等を踏まえたコンプライアンス体制の維持、確立のための調査、指導
- ⑥ 違反等行為を行った会員に対する制裁及び役員使用人等に対する処分等の実施
- (2) 商品先物取引業務に係る自主規制ルールの整備
 - ① 自主規制ルールの整備
 - ② 自主規制ルールの周知及び関係諸規則の遵守の徹底
- (3) 会員の監査
 - ① ビジネスの多様化を踏まえたインターネット取引に関する社内監査項目等の提供
 - ② 社内監査の結果に関する調査、フォローアップの実施
 - ③ 会員の商品先物取引業務に関する監査の実施
 - ④ 会員の財務、経理に関する調査、監査の実施
- (4) 商品取引事故の確認申請等の適正な運営
- (5) 個人顧客を対象とした商品先物取引業務を行っている会員の企業情報の開示

2. 苦情・紛争等の解決に係る事業

- (1) 顧客等からの相談等への適切な対応
- (2) 顧客等からの苦情の迅速な解決
- (3) 紛争の解決のためのあっせん・調停の円滑な運営
 - ① 紛争仲介業務の迅速な実施
 - ② 利用者の声を活かした円滑な紛争仲介業務の実施
 - ③ 紛争仲介業務の質の向上に向けた取組み
- (4) 苦情・紛争等内容の調査、分析及びその情報提供
- (5) 投資家向けの商品先物取引の仕組み等に関する情報提供
- (6) 消費者相談機関等との情報交換

3. 外務員登録・資格試験・研修等に係る事業

- (1) 外務員登録の的確な運営、実施
- (2) 外務員資格試験の適正な運営、実施
 - ① 試験内容のあり方等の検討
 - ② テキストの改訂
- (3) 登録更新講習の的確な運営、実施
 - ① 講習内容の見直し
 - ② 改修した登録更新システムの安定的な運用
- (4) 外務員等の資質向上策等の検討、実施
 - ① 外務員等に対するセミナー等の開催

- ② 外務員等の教育用教材の制作

4. 広報等に係る事業

- (1) 協会ウェブサイト（ホームページ）のコンテンツの充実、強化
- (2) ロゴマークの活用やパンフレットによる協会の周知
- (3) 協会事業等に係る情報提供
 - ① 商品デリバティブ取引に係る統計の作成
 - ② 会員に対する商品先物取引業務に関する各種情報の提供
 - ③ 社会的信頼性向上のための協会自主規制活動の広報
 - ④ 消費者相談機関等への情報提供
 - ⑤ マスコミ報道機関等への情報提供

平成 29 年度 収支予算書（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）（単位：千円）

科 目	H29 年度	H28 年度	増 減
	予算額①	変更予算額②	①－②
I. 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
①特定資産運用収入	0	6	△ 6
②入会金収入	1,000	0	1,000
③会費収入			
定額会費収入	134,000	136,276	△ 2,276
比例会費収入	150,000	149,685	315
④事業収入			
紛争仲介手数料収入	840	770	70
受講・受験料収入	5,130	6,580	△ 1,450
登録料収入	11,560	2,824	8,736
⑤雑収入	30	83	△ 53
事業活動収入計 (a)	302,560	296,224	6,336
2. 事業活動支出			
①事業費支出			
自主規制業務費支出	9,388	7,457	1,931
紛争処理等業務費支出	4,985	4,836	149
試験登録事業費支出	15,055	30,892	△ 15,837
広報実施費支出	5,342	2,780	2,562
退職給付支出	0	61,809	△ 61,809
職員給与支出	157,707	150,632	7,075
役員報酬支出	17,865	16,514	1,351
事務所賃料支出	13,832	13,832	0
その他業務管理費支出	11,687	24,214	△ 12,527
事業費支出計 (b)	235,861	312,966	△ 77,105
②管理費支出			
職員給与支出	36,972	35,570	1,402
役員報酬支出	6,224	5,838	386
退職給付支出	0	13,894	△ 13,894
総会・委員会支出	3,830	3,101	729
事務所賃料支出	4,611	4,611	0
その他業務管理費支出	13,613	20,164	△ 6,551
管理費支出計 (c)	65,250	83,178	△ 17,928
事業活動支出計 (d)=(b)+(c)	301,111	396,144	△ 95,033
事業活動収支差額 (e)=(a)-(d)	1,449	△ 99,920	101,369
II. 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
①特定資産取崩収入			
退職給付引当資産取崩収入	0	75,703	△ 75,703
システム更新等準備積立資産取崩収入	0	17,000	△ 17,000
投資活動収入 (f)	0	92,703	△ 92,703
2. 投資活動支出			
①特定資産取得支出			
退職給付引当資産取得支出	30,144	31,590	△ 1,446
②固定資産取得支出			
固定資産取得支出	0	126	△ 126
投資活動支出計 (g)	30,144	31,716	△ 1,572
投資活動収支差額 (h)=(f)-(g)	△ 30,144	60,987	△ 91,131
III. 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入	0	0	0
財務活動収入計(i)	0	0	0
2. 財務活動支出			
リース債務支出	0	176	△ 176
財務活動支出計(j)	0	176	△ 176
財務活動収支差額(k)=(i)-(j)	0	△ 176	176
IV. 予備費支出 (l)	2,000	0	2,000
当期収支差額 (A)= (e)+(h)+(k)-(l)	△ 30,695	△ 39,109	8,414
前期繰越収支差額 (B)	30,695	69,804	△ 39,109
次期繰越収支差額 (C)=(A)+(B)	0	30,695	△ 30,695

Ⅱ. 平成29年度内部管理責任者制度の運用について

1. 内部管理責任者制度の取組状況に関するモニタリング（日商協監査）

- (1) これまで、会員においては、商品先物取引業務に関する規則第13条に基づき商品先物取引業務管理体制を整備するとともに、監査規則第10条に基づき一事業年度に1回以上社内監査を実施し、特に個人である顧客を対象とした対面取引を取り扱っている会員にあっては、その結果を本会に報告しています。

また、平成23年1月の改正商品先物取引法の完全施行（不招請勧誘の原則禁止）を受け、会員は本会の策定した「コンプライアンス体制確立プログラム」に従い、コンプライアンスに関する内部管理体制の自己点検を行い、本会がその整備状況を監査で確認・指導する手法により、コンプライアンス体制の確立に向けた自主的な取組みを促進してきました。

- (2) 今年度は、平成29年度事業推進の基本方針（1頁参照）に記載したとおり、平成28年7月に創設した内部管理責任者制度の定着を図る施策の一つとして、会員各社の取組状況のモニタリング（監査）の導入により、取引の種類及びビジネスの実態を踏まえたコンプライアンス水準に更なる向上を図ることとしました。

具体的には、内部管理総括責任者、内部管理責任者、営業責任者が適切に職責を果たしているか、そのためにどのような体制整備、実際の運用がなされているかを中心に監査を行います。監査対象の会員の本店を訪問して内部管理体制に係る諸規則、契約関係書類や法定帳簿等を収集、閲覧した上で、内部管理責任者制度で求められている組織体制の整備状況を確認するとともに、勧誘段階のみならず取引段階における管理体制等を確認します。これにより、内部管理責任者制度が実効的に機能し、コンプライアンス水準の向上につながるよう、会員の自主的努力を支援して参ります。

文責：芝崎

2. 内部管理責任者制度に係る研修の実施内容等

- (1) 平成28年度の内部管理責任者等資格研修（以下「資格研修」という。）は、平成28年8月から翌29年2月までに東京、名古屋、大阪、福岡の4地区において計9回開催しました。受講者は379名であり、その内訳は配置済みの内部管理責任者等279名（内部管理責任者136名、営業責任者143名）、配置予定の内部管理責任者等100名でした。そして、研修の内容からテーマを提示したレポートにより効果測定を行った結果、379名全員に内部管理責任者又は営業責任者の資格が付与されました。

また、平成28年度の内部管理総括責任者等研修（以下「総括責任者等研修」という。）は、平成28年9月21日に東京で開催し、受講者は内部管理総括責任者47名（うち代理出席6名）及び当該研修を自社での社内研修の代りとした内部管理責任者等14社25名の計72名でした。

※平成28年度の資格研修及び総括責任者等研修の実施状況については、本年1月の会報第17号の「Ⅳ. 会員等の内部管理責任者等に関する研修について」（7頁～9頁）を参照してください。なお、2月の資格研修の受講社数及び受講者数は5社6名でした。

(2) 平成 29 年度の資格研修及び総括責任者等研修については、その実施に先立ち、4 月 21 日開催の第 28 回外務員登録等資格委員会において内容等について審議されました。その結果、平成 28 年度の基本方針（目的、内容、講師）を踏襲し、内容の「内部管理責任者制度の概要」について、上記 1. に記載した同制度の取組状況に関するモニタリング（監査）についての説明を加えることとし、以下のとおり決定しました。

また、平成 29 年度の資格研修及び総括責任者等研修の開催日程及び場所等については、5 月 16 日から 29 日まで全会員を対象にアンケート調査を実施しましたので、各社のご意見を踏まえて検討の上、決定します。

① 内部管理責任者等資格研修（資格研修）の実施内容等

	内 容
目 的	内部管理責任者等の職務内容が登録外務員に対する指導等であり、その資格を付与するという位置付けの研修であるため、実践的な知識の習得を目的とする。
内 容	・内部管理責任者制度の概要及び同制度のモニタリング（監査）の説明 ・問題となった事例と留意点など ・効果測定（研修の内容からテーマを提示してレポート作成）
講 師	研修内容に応じて、外部講師（弁護士、主務省担当官等）、本会各委員会委員、本会役職員などに依頼する。

② 内部管理総括責任者等研修（総括責任者等研修）の実施内容等

	内 容
目 的	内部管理総括責任者として内部管理責任者等を総括・管理する観点から、リスクマネジメントを含めた実践的知識の習得を目的とする。
内 容	・内部管理責任者制度の概要及び同制度のモニタリング（監査）の説明 ・職業倫理意識の醸成やコンプライアンス意識の徹底に関する研修テーマなど ・講義内容や次回講義への要望等に関するアンケートの実施
講 師	研修内容に応じて、外部講師（弁護士、主務省担当官等）、本会各委員会委員、本会役職員などに依頼する。

文責：児玉

Ⅲ. プラチナスポットと石油スワップ取引の新規上場について～東京商品取引所の取組み

(寄稿：株式会社東京商品取引所)

東京商品取引所では、2017 年度事業計画において、①個人投資家の市場参入促進の強化、②総合コモディティ市場整備の推進、③電力市場の創設 を最重点施策と位置付けています。

この重点施策①及び②の一連の取組みの一つとして、当社は 3 月 21 日に「プラチナスポット」を上場し、5 月 8 日に「石油スワップ取引」を開始しました。これにより個人投資家に対する訴求力の高い商品の上場と品揃えの充実を実現しました。また、従来の「先物・オプション市場」から「店頭市場」、「現物市場」までカバーする「総合コモディティ市場」の創設に向けて、価格発信機能を一層強化し、産業インフラとしての充実に努めています。

今回は、東京商品取引所のラインナップに新たに加わったこれら二つの商品についてご紹介します。

1. プラチナスポット

白金は、日本ではジュエリーとして広く知られ、金と同様に一般にもなじみがある商品です。近年、白金の価格が比較的低位で推移し、将来の供給量が減少すると見られることなどから、長期投資の対象としての関心も高まっています。

こうしたなか、当社は、本年 3 月 21 日に白金の限日現金決済先物取引「プラチナスポット」を上場しました。「限日」という言葉からわかるとおり、プラチナスポットは、毎日決済期限を迎えますが、ポジションは自動的に翌日に繰り越されるため、実際には期限のない取引になっています。この点は、2015 年 5 月に上場したゴールドスポットと同様です。

従来の商品先物取引には決済期限があるため、期限において損金が発生している場合は、これを確定させて取引を終了させる必要があります。しかし、このプラチナスポットは、好きな時に売ったり買ったりすることが可能で、取引者の意思に反して損金を確定しなければならないということはありません。つまり、損金が発生している状況では、相場の反転を待ってポジションを保有し続けることができる商品なのです。また、相場が思惑どおりの値動きとなっている場合も、決済期限が到来して、そこまでの利益しか得られないということはなく、さらに大きな利益を目指すことも可能となりました。

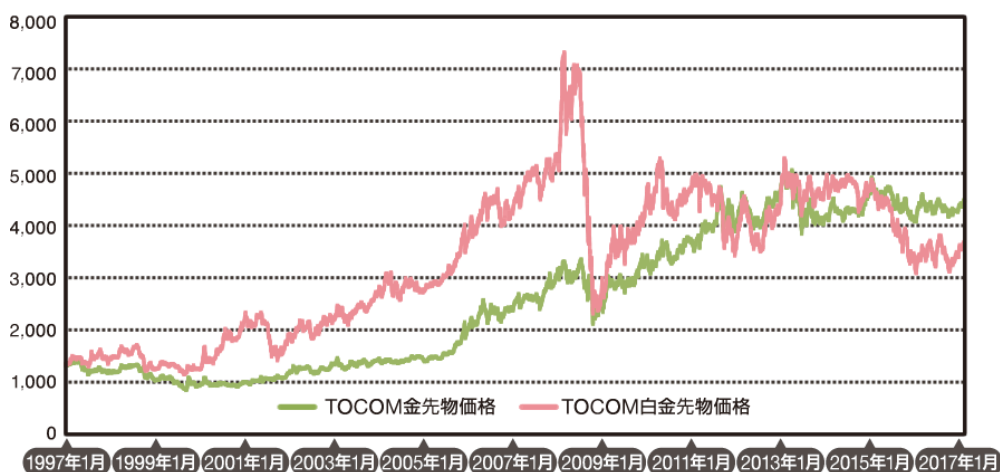
この「決済期限がない」というプラチナスポット最大の特長は、特に個人投資家から好評を博しています。また、基本的な仕組みは外国為替証拠金取引（FX）と同じであることから、こうした金融商品の取引経験がある方にもなじみやすい商品設計となっています。

現に、プラチナスポットと同じ商品設計で 2015 年 5 月に上場した「ゴールドスポット」はこれまでの新規上場商品にない勢いで急成長しており、2016 年度の取引高では、金標準取引、プラッツドバイ原油に次いで 3 番目となりました。プラチナスポットも上場以来、順調に取引を伸ばしており、最近では取組高が 5 万枚を超えるなど市場規模も拡大しています。

今般、プラチナスポットが加わったことで、市場参加者にとっては投資先の選択肢が広がったこととなります。また、ゴールドスポットとプラチナスポットの組合せ取引など、新しい取引戦略を展開することも可能となり、当社市場はより魅力的なマーケットとなるものと考えて

います。

TOCOM 白金及び金先物価格推移



プラチナスポットの取引要項

項目	内容
取引の対象	純度99.95%以上の白金地金の理論スポット価格
取引単位	100グラム
呼値と呼値の単位	1gあたり1円刻み（1ティック当たりの損益は100円）
立会時間	8:45～15:15 16:30～翌5:30
証拠金	SPAN®証拠金
参考理論スポット価格	TOCOMのホームページで5分毎に公表します

2. 石油スワップ取引

「石油スワップ取引」は受渡しを伴わない、現金決済型の石油先物取引です。現在、国内の石油製品の現物取引の指標としては、価格情報機関、OTC 市場価格及び当社先物価格が挙げられますが、各価格ともに相対的な一長一短が指摘されています。

当社の先物価格については、受渡期間が長く、現物市場の取引と時間的なズレが生じていること、現物市場で利用されている月間平均価格による取引に対応できないこと、京浜地区の陸上取引がないこと等が指摘されてきました。

また、資源エネルギー庁が開催した石油精製・流通研究会の最終報告書において、現金決済型の新たな先物市場の創設によって需給が適切に反映されたタイムリーな指標価格が発信されることが期待される旨が指摘されました。

こうした背景から、透明・公正な指標性の高い石油製品価格を提供するため、本年 5 月 8 日に取引を開始したのがこの石油スワップ取引です。

石油スワップ取引は、7 限月制としており、これまでの 1 番限の手前に当月を取引対象とした限月が追加されています。当月の取引が行えることで、現物価格を反映した、タイムリーな価格発信ができるようになりました。

加えて、商品設計を石油業界の商慣行に合わせ、例えば最終決済価格を、日々の価格の月中平均価格を採用したことから、当業者の方々が、仕入れや販売などを行なう際に利用する、月中平均価格でのヘッジ（保険）が可能となりました。

こうした点で当業者にとって利便性の高いマーケットとなっており、今後更なる市場参加者の拡大が期待されます。

また、石油スワップ取引は現金決済型のため、取引の最終期限となる取引最終日までポジションを保有していた場合であっても、全て金銭の授受によって取引を終了することになります。

現物の受渡しを行う必要のない市場参加者にとっては、期限までに反対売買ができなかった場合に現物の授受を行わなければならないという商品設計はリスクとなっていました。石油スワップ取引においてはこれが解消されました。この点は、個人投資家が取引を行うのにも適した商品設計であると考えています。

また、石油スワップ取引（ローリー）は取引単位を 10kl と低く設定していますので、総取引金額が抑えられ、個人投資家でも取引しやすい商品です。取引に必要な証拠金も少額に設定されており、新しく商品先物取引を始める方にも取り組みやすい商品であると言えます。

石油スワップ取引は、当業者・個人投資家の双方にとって魅力のある商品であることから、今後、より一層の市場拡大が期待できるものと考えています。

	バージ	ローリー
商 品	ガソリン、灯油、軽油	ガソリン、灯油、軽油
取 引 の 種 類	現金決済先物取引	同左
取 引 の 対 象	京浜地区所在の製油所出荷価格	同左
取 引 単 位	50 kl	10 kl
限 月	連続7限月	同左
取 引 最 終 日	毎月末最終営業日	同左
新 甫 発 会 日	毎月第1営業日	同左
最終決済価格	当社または価格報告機関が日々公表する価格※の月間平均価格	同左

※ガソリンはTOCOM 石油スポット価格、灯油・軽油は Platts 公表価格



東京商品取引所は、今回紹介した二つの商品について、より一層の流動性の向上に努めるほか、事業計画に定めた施策を着実に実行し、商品先物業界全体の活性化と当社の収益基盤の拡大・強化を図ってまいります。

Ⅳ. 個人情報保護法の改正施行について

5月30日、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）が全面施行されました。

これに伴い、「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」についても、主務官庁別に定めていたガイドラインを廃止し、個人情報保護委員会の定めるガイドラインに一本化されたこと、新たに要配慮個人情報の定義が新設されたことなどを受け、関係する箇所が改正されました。

今回の改正の主なポイントは次のとおりです。

1. 個人情報の定義の明確化等

(1) 個人情報の定義の明確化

特定の個人の身体的特徴を電子計算機のために変換したもの（顔、声紋、指紋等の認識データ）、個人識別符号（旅券番号、免許証番号、マイナンバー等）が個人情報として明確化されました。

(2) 要配慮個人情報の新設

人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴等が含まれる個人情報が要配慮個人情報と位置付けられました。

2. 適切な規律の下での個人情報等の有用性を確保

(1) 利用目的の変更要件の緩和

当初の利用目的から新たな利用目的への変更の要件が緩和されました。

(2) 匿名加工情報の新設

特定の個人を識別することができないように個人情報を加工したものを匿名加工情報とし、匿名加工情報を作成するときは、その加工方法や安全管理措置等を定めるなどの規定が新設されました。

3. 適正な個人情報の流通を確保

(1) 適正な手段による取得等

要配慮個人情報の取得に当たっては、原則として本人の同意を得ることが明確化されました。

(2) 第三者への提供（オプトアウト手続）の厳格化

オプトアウト手続によって個人データを第三者に提供しようとする場合、データの項目等を個人情報保護委員会に届け出ることが義務付けられました。

(3) 記録の保持（トレーサビリティの確保）

個人データを第三者に提供した事業者は提供した年月日や受領者の氏名等の記録を、個人データを第三者から受領した事業者は提供者の氏名や当該第三者がデータを取得した経緯等を確認し、一定期間その記録を保存することが義務付けられました。

(4) 個人情報データベース等不正提供罪

個人情報データベース等を取り扱う事務に従事する者又は従事していた者等が、不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用する行為を処罰する規定が新設されました。

改正個人情報保護法については、次の Web サイトをご確認ください。

○「商品先物取引業者等の基本的な監督の指針」の改正

<http://www.meti.go.jp/policy/commerce/z00/290301sakimono-shishin.html>

○個人情報保護委員会／個人情報保護法について（法令、ガイドライン等）

<https://www.ppc.go.jp/personal/legal/>

○個人情報保護委員会／個人情報の利活用と保護に関するハンドブック

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/personal_280229sympo_pamph.pdf

文責：大畑

V. 平成28年度（平成29年3月期）国内商品市場取引を行う会員28社の業務状況

本会では、定款の施行に関する規則第7条第1項第2号により、会員各社から商品先物取引法第224条第2項に基づく商品先物取引法施行規則第117条第1項第1号に規定する月次報告書を毎月提出していただいております。

本会会員である商品先物取引業者の業務形態は国内商品市場取引、外国商品市場取引及び店頭商品取引とありますが、この度、過半の会員が取り扱う国内商品市場取引¹の状況を把握する観点から、売買枚数、受取手数料、預り証拠金及び委託者数について月次報告書のデータを集計し、平成27年度（対象29社）と平成28年度（対象28社）の比較を行いました。

集計方法等について

1. 集計は翌月20日までに会員各社から提出された月次報告書（省令様式第12号）に基づいており、提出後に訂正のなされた数値は反映していない。
2. 集計のため、百万円単位未満を四捨五入している。

1. 売買枚数

	平成27年度 (平成27年4月～平成28年3月)	平成28年度 (平成28年4月～平成29年3月)	増減率
国内市場全体の売買枚数	53,118 千枚	51,632 千枚	▲2.8%
会員売買枚数(自己取引を含む)	50,807 千枚	48,516 千枚	▲4.5%
会員の占有率	95.6%	94.0%	—

【コメント】

- (1) 平成28年度は、平成27年度から市場全体の売買枚数で1,486千枚、会員売買枚数で2,291千枚の減少に転じていますが、それぞれの減少率は5%未満と僅かであり、ほぼ横ばい状態と言えます。

なお、平成27年度は、前年度比で市場全体の売買枚数が7,090枚（15.4%）、会員売買枚数が8,878枚（21.2%）の増加でした。

- (2) 会員の占有率も1.6ポイント減少しましたが、引き続き90%台半ばを維持しています。

2. 受取手数料

	平成27年度 (平成27年4月～平成28年3月)	平成28年度 (平成28年4月～平成29年3月)	増減率
会員の受取手数料の合計	26,051 百万円	25,690 百万円	▲1.4%
H27年度比 受取手数料増加会員	—	11 社	
H27年度比 受取手数料減少会員	—	16 社	

※1 受取手数料が百万円未満の会員は集計から除外している。

※2 受取手数料には、国内商品市場取引のほか、外国商品市場取引を含んでいる場合がある。

※3 9月決算の会員は、決算期に合わせ平成26年10月～平成27年9月、平成27年10月～平成28年9月、12月決算の会員は平成27年4月～平成27年12月、平成28年1月～平成28年12月の額で集計した。

¹ 東京商品取引所の受託取引参加者及び取次者並びに大阪堂島商品取引所の受託会員及び取次業者の取引が該当します。

【コメント】

- (1) 平成 28 年度は、売買枚数の減少に伴って受取手数料も平成 27 年度から 3.6 億円減少しています。
- (2) 前年度比で平成 26 年度が 9.2% (31.7 億円)、平成 27 年度が 16.5% (51.5 億円) の減少であり、平成 28 年度は 1.4% と小幅な減少となっています。

3. 預り証拠金

	平成 27 年度 (平成 28 年 3 月末日現在)	平成 28 年度 (平成 29 年 3 月末日現在)	増減率
会員の預り証拠金の合計	144,287 百万円	156,162 百万円	8.2%
H27 年度比 預り証拠金増加率 10%以上	—	7 社	
H27 年度比 預り証拠金±10%の範囲内	—	12 社	
H27 年度比 預り証拠金減少率 10%以上	—	9 社	

※ 預り証拠金には、国内商品市場取引のほか、外国商品市場取引を含んでいる場合がある。

【コメント】

平成 28 年度は、売買枚数が若干減少したのに対し、預り証拠金は平成 27 年度から 118.8 億円増加しています。

4. 委託者数

	平成 27 年度 (平成 28 年 3 月末日現在)	平成 28 年度 (平成 29 年 3 月末日現在)	増減率
委託者数の合計	78,592 人	79,737 人	1.5%
実働委託者数	15,767 人	15,757 人	▲0.1%
稼働率 (実働委託者数/委託者数)	20.1%	19.8%	—
H27 年度比 委託者数増加率 10%以上	—	3 社	
H27 年度比 委託者数±10%の範囲内	—	22 社	
H27 年度比 委託者数減少率 10%以上	—	3 社	

【コメント】

- (1) 委託者数の合計は、前年度比で平成 26 年度が 0.1% (73 人)、平成 27 年度が 0.3% (275 人) の減少でしたが、平成 28 年度は 1.5% (1,145 人) の増加となっています。一方、実働委託者数、平成 26 年度が 0.3% (55 人)、平成 27 年度が 8.0% (1,370 人) の減少でしたが、平成 28 年度は 0.1% (10 人) の減少にとどまっています。
- (2) 対象の 28 社の委託者数の増減は、大半の会員が±10%の範囲内に収まっており、大きな増減変化は見られませんでした。

5. まとめ

- (1) 平成 27 年度と平成 28 年度を比較すると、売買枚数、受取手数料及び実働委託者数が僅か

ながら減少しています。

- (2) 委託者数は全体としてほぼ横ばい状態でしたが、変動の大きい会員として増加率 10%以上の会員が 3 社、減少率 10%以上の会員が 3 社ありました。稼働率（実働委託者数／委託者数）は平成 26 年度から低下傾向が続き、平成 28 年度は 20%を割り込み、特にインターネット取引を行う会員において稼働率が低い傾向が見られました。

文責：池嶋

VI. 統計資料等

1. 国内商品市場取引を行う商品先物取引業者（商先業者）の状況

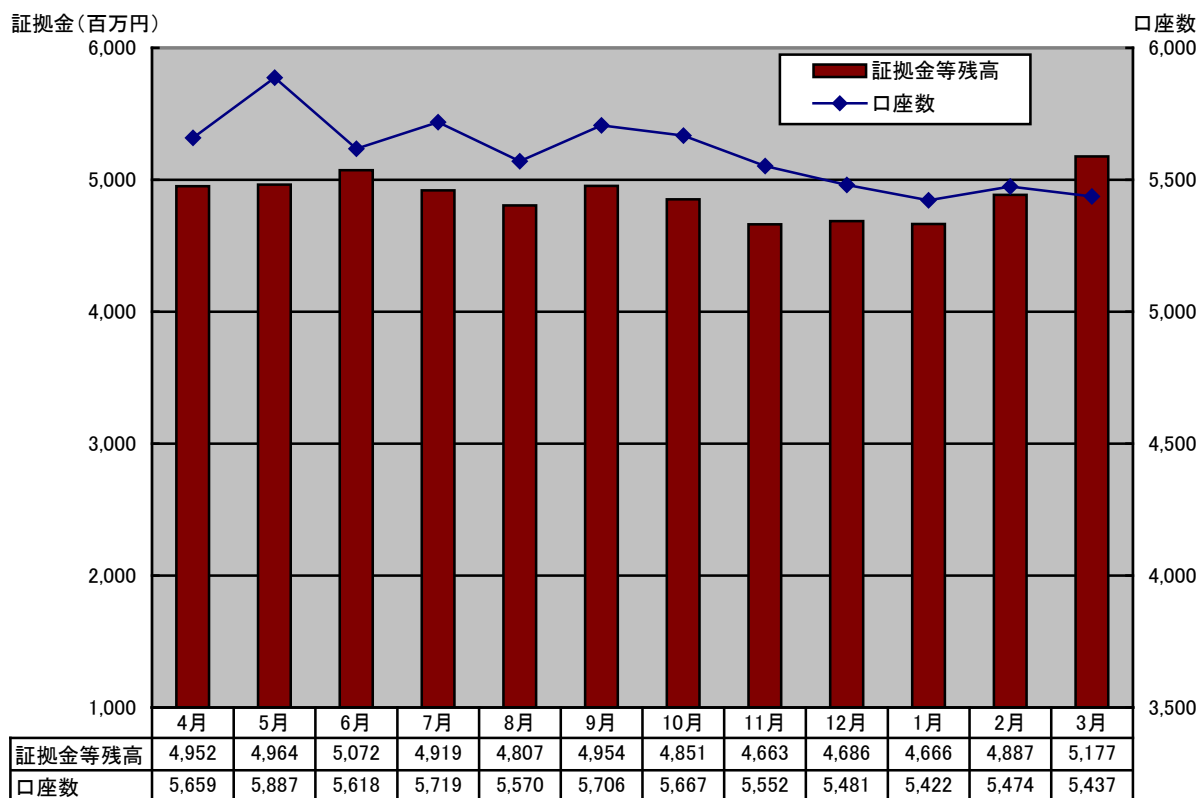
年度		商先業者数		国内市場 売買枚数 (千枚)	国内市場 取組高 (千枚)	国内市場 商先業者 売買枚数 (千枚)	国内取引 を行う社 の外務員 (人)	手数料 収入 (百万円)	国内取引 苦情・ 紛争仲介 直接申出 (件)
		全体	国内取引社数						
H17 年度		—	86	215,489	1,514	182,145	12,055	223,839	385
H18 年度		—	79	170,133	1,080	141,951	9,678	153,760	279
H19 年度		—	70	142,141	661	114,494	6,926	113,659	286
H20 年度		—	49	92,623	415	63,641	4,801	62,128	195
H21 年度		—	37	68,518	447	44,990	3,511	48,420	100
H22 年度		53	33	63,570	393	44,654	2,788	44,236	55
H23 年度		59	33	65,818	394	50,662	2,409	46,222	66
H24 年度		56	32	56,227	391	47,185	2,314	43,174	48
H25 年度		51	32	48,377	265	43,571	2,308	34,370	40
H26 年度		49	31	46,028	337	41,929	2,277	31,400	27
H27 年度		47	29	53,118	392	50,025	2,141	26,795	35
	4 月	47	29	4,741	392	4,448	2,106	2,296	1
	5 月	47	29	4,263	410	4,004	2,207	2,055	1
	6 月	46	28	5,192	422	4,847	2,214	2,604	1
	7 月	46	28	5,001	416	4,650	2,188	2,584	1
	8 月	46	28	4,021	546	3,669	2,167	2,052	1
	9 月	46	28	3,510	575	3,254	2,152	1,740	3
	10 月	45	28	3,438	561	3,258	2,135	1,741	0
	11 月	45	28	4,979	565	4,748	2,129	2,256	2
	12 月	45	28	4,271	552	4,086	2,116	1,895	0
	1 月	45	28	4,143	472	3,879	2,100	2,109	0
	2 月	45	28	3,920	468	3,708	2,099	2,145	1
	3 月	45	28	4,157	510	3,965	2,089	2,209	0
H28 年度		45	28	51,636	510	48,516	2,089	25,686	11
前年度比				97.2%		97.0%		95.9%	31.4%

- 1) 商先業者数、国内市場取組高、国内取引を行う社の外務員数は年度末現在、これ以外は年度累計の値である。
- 2) 商先業者は、商品先物取引法施行(H23.1.1)まで商品取引員とされ、国内市場取引のみが規制の対象であった。
- 3) 年度末日（月末日）に廃業した会社に係る外務員数は数値に含めているが、商先業者数からは除いている。
- 4) 平成 23 年 1 月以降の手数料収入には外国商品市場及び店頭商品の収入が含まれている可能性がある。

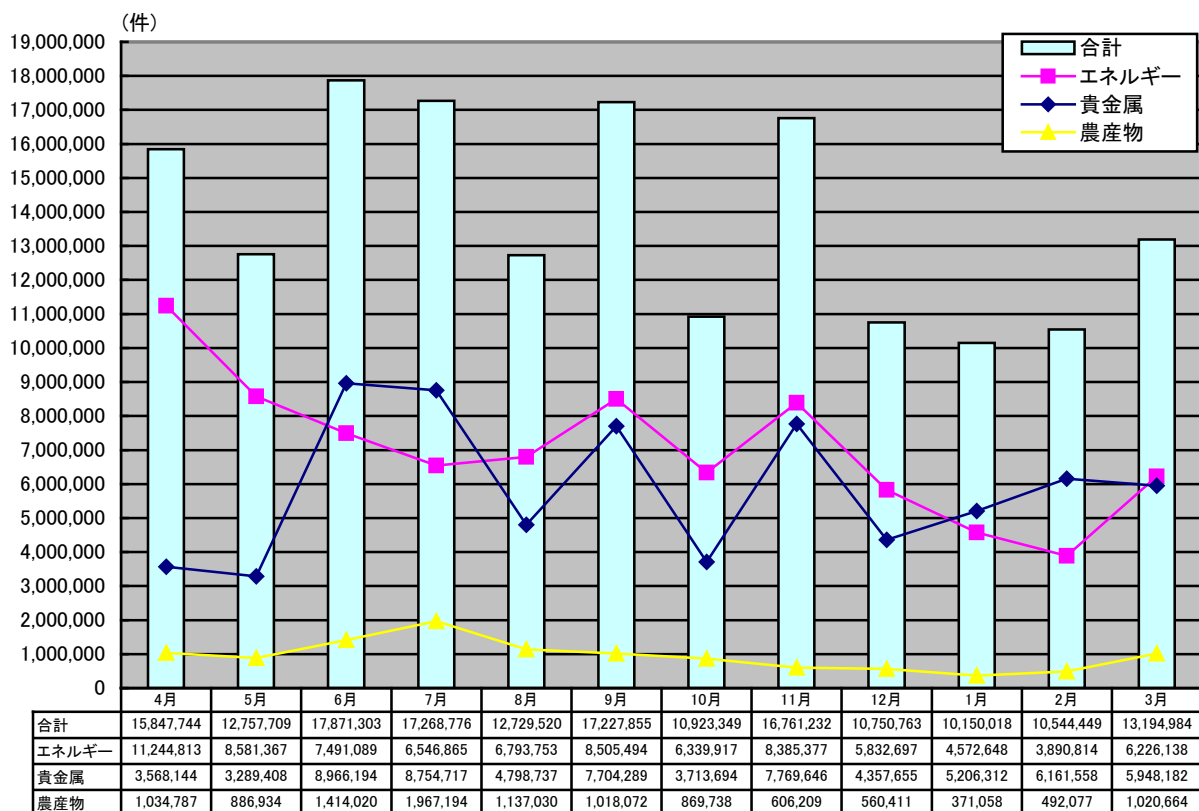
出典：商先業者数、商先業者国内市場売買枚数、外務員数、手数料収入及び苦情・紛争仲介直接申出は当協会調べ
国内市場売買枚数は日本商品清算機構「出来高速報」、国内市場取組高は平成 19 年度まで全国商品取引所
連合会編「商品取引所年報」等（各月央値）、20 年度以降は各商品取引所（月末値）

2. 店頭商品C F D取引の状況

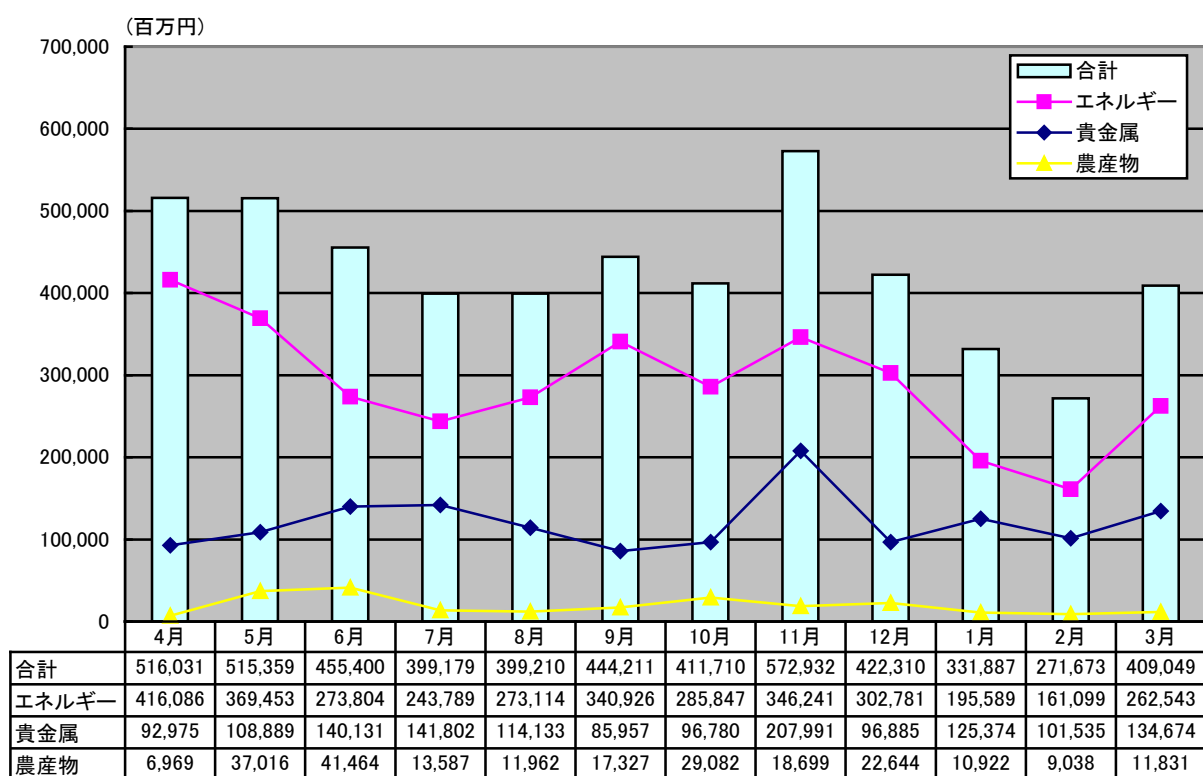
(1) 2016（平成28）年度 月末証拠金等残高と口座数



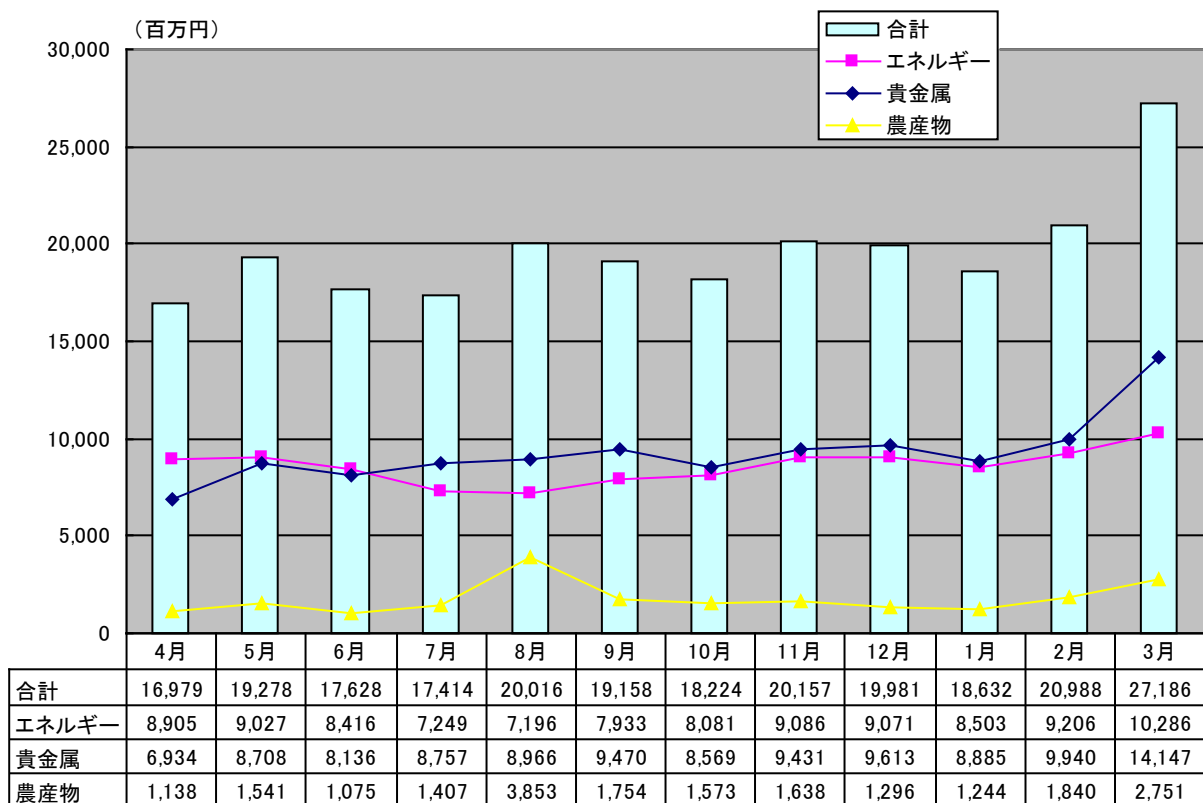
(2) 2016（平成28）年度 月間取引件数



(3) 2016（平成28）年度 月間取引金額



(4) 2016（平成28）年度 月末建玉残高



3. 登録外務員数の推移

平成 21 年度まで

(単位：人)

	前年度末外務員数	新規登録者数	登録更新者数	登録抹消者数	当年度末外務員数
平成 15 年度	14,773	5,619	2,487	5,498	14,894
平成 16 年度	14,894	4,872	2,473	5,155	14,611
平成 17 年度	14,611	4,271	729	6,827	12,055
平成 18 年度	12,055	2,695	545	5,072	9,678
平成 19 年度	9,678	1,668	457	4,420	6,926
平成 20 年度	6,926	980	287	3,105	4,801
平成 21 年度	4,801	715	887	2,005	3,511

平成 22～28 年度

(単位：人)

	前年度末外務員数			新規登録者数			登録更新者数			登録抹消者数			当年度末外務員数		
	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者
平成 22 年度	3,511	3,511	0	314	301	0	603	603	0	1,024	1,024	0	2,801	2,788	0
平成 23 年度	2,801	2,788	0	28,208	388	308	218	218	0	1,932	767	36	29,077	2,409	272
平成 24 年度	29,077	2,409	272	4,173	403	51	173	173	0	2,637	471	129	30,613	2,314	194
平成 25 年度	30,613	2,314	194	3,306	388	20	193	191	0	2,802	410	33	31,117	2,308	181
平成 26 年度	31,117	2,308	181	2,673	344	38	200	200	0	1,987	375	32	31,803	2,277	187
平成 27 年度	31,803	2,277	187	2,911	280	40	472	471	0	2,249	416	59	32,465	2,141	168
平成 28 年度	32,465	2,141	168	2,912	306	20	372	370	0	2,526	358	51	32,851	2,089	137

※ 平成 23 年 1 月 1 日に商品先物取引法が施行されたことにより、従来の国内商品市場取引に加え、外国商品市場取引と店頭商品デリバティブ取引を行う事業者が会員となったため、統計の連続性を考慮して国内商品市場取引を行う会員の外務員数を内訳表記した。

平成 29 年度

(単位：人)

	前月末外務員数			新規登録者数			登録更新者数			登録抹消者数			当月末外務員数		
	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者
4 月	32,851	2,089	137	142	39	3	2,624	4	0	10,294	53	2	22,699	2,075	138
5 月	22,699	2,075	138	245	86	1	6,740	12	0	250	28	4	22,694	2,133	135

※ 「うち国内商品市場」の外務員数については、既に会員であって国内商品市場取引に業務を拡大、或いは国内商品市場取引から撤退することがあるため、新規登録者数と登録抹消者数との差異が当月末外務員数と整合しない場合もあります。

4. 商品先物取引業者の登録外務員数規模別一覧

※平成 29 年 5 月 31 日現在

(単位：社)

外務員数	会員数	うち国内商品市場を行う会員数
10,000 名以上	1	0
5,000 名以上 10,000 名未満	1	0
1,000 名以上 5,000 名未満	1	0
500 名以上 1,000 名未満	0	0
450 名以上 500 名未満	0	0
400 名以上 450 名未満	0	0
350 名以上 400 名未満	0	0
300 名以上 350 名未満	0	0
250 名以上 300 名未満	3	2
200 名以上 250 名未満	1	0
150 名以上 200 名未満	1	1
100 名以上 150 名未満	5	5
50 名以上 100 名未満	9	8
25 名以上 50 名未満	5	3
10 名以上 25 名未満	11	8
10 名未満	7	1
合 計	45	28
外務員総数(名)	22,559	2,133

注) 登録外務員数 1,000 名以上の 3 社はいずれも銀行である。

銀行関係 (5 社) の外務員数は 20,238 名であり、全体の 89.7%となっている。

5. 商品先物取引仲介業者の登録外務員数規模別一覧

※平成 29 年 5 月 31 日現在

(単位：社)

10 名以上	1 (127 名)
10 名未満	2
合 計	3
外務員総数(名)	135

6. 国内商品市場取引に関する統計・資料等について（リンク先）

国内商品市場取引に関する統計・資料などの情報につきましては、次の商品取引所及び関係団体のホームページをご覧ください。

(1) 相場情報、ヒストリカルデータ

[\(株\)東京商品取引所](http://www.tocom.or.jp/jp/)（「相場情報」または「ヒストリカルデータ」） <http://www.tocom.or.jp/jp/>
[大阪堂島商品取引所](http://www.ode.or.jp/)（「相場情報」） <http://www.ode.or.jp/>

(2) 統計データ

日本商品先物振興協会 [業界統計データ](http://www.jcfia.gr.jp/study/data1.html) <http://www.jcfia.gr.jp/study/data1.html>
(株)日本商品清算機構 [統計資料等](http://www.jcch.co.jp/b/b08.html)（出来高速報等） <http://www.jcch.co.jp/b/b08.html>
日本商品委託者保護基金 [委託者資産保全措置の状況](http://www.hogokikin.or.jp/hozensochi.htm) <http://www.hogokikin.or.jp/hozensochi.htm>

(3) （一般向け）先物取引、オプション取引の解説

商品先物市場の基本的な事項、概要等に関する紹介サイト

(株)東京商品取引所 ([先物・オプション入門](http://www.tocom.or.jp/jp/guide/nyumon/index.html))
<http://www.tocom.or.jp/jp/guide/nyumon/index.html>
大阪堂島商品取引所（「[商品先物取引ガイド](http://www.ode.or.jp/)」） <http://www.ode.or.jp/>
日本商品先物振興協会（[取引をなさる方へ](http://www.jcfia.gr.jp/index.html#1)） <http://www.jcfia.gr.jp/index.html#1>
〃（[産業界の皆様へ](http://www.jcfia.gr.jp/index.html#6)） <http://www.jcfia.gr.jp/index.html#6>

日本商品先物取引協会

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-10-7

☎ 03-3664-4731

URL <https://www.nisshokyo.or.jp>